

令和6年8月21日

五所川原市教育委員会
令和6年 第9回定例会
報告及び提案事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

- | | | | | |
|---|----------|---|---|---|
| 1 | 報告第 4 号 | 令和 5 年度五所川原市一般会計決算（教育委員会所管分）について | P | 1 |
| 2 | 報告第 5 号 | 議案に対する意見について（令和 6 年度五所川原市一般会計補正予算第 3 号（教育委員会所管分）） | P | 4 |
| 3 | 報告第 6 号 | 議案に対する意見について（五所川原市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について） | P | 5 |
| 4 | 議案第 26 号 | 五所川原市学校給食に関する規則の一部を改正する規則の制定について | P | 8 |

報告第4号

令和5年度五所川原市一般会計決算（教育委員会所管分）について

令和5年度五所川原市一般会計決算のうち教育委員会所管分について、その概要を下記のとおり報告する。

記

- 1 令和5年度五所川原市一般会計決算のうち教育委員会所管分の歳出概要
別紙「令和5年度五所川原市一般会計決算（教育委員会所管分） 歳出概要」のとおり。
- 2 参考資料
別添「五所川原市一般会計歳入歳出決算書（案） 教育委員会所管分抜粋」のとおり。

令和5年度五所川原市一般会計決算（教育委員会所管分） 歳出概要

1 歳出決算額の概要

【決算総括表】

(単位：円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		比較増減 ①-②	増減比 (①/②-1) × 100
	決算額①	割合	決算額②	割合		
一般会計総額	32,645,456,734	100.0	33,556,687,486	100.0	△911,230,752	△2.72
教育費	2,136,350,787	6.5	2,431,909,033	7.3	△295,558,246	△12.15

【目的別決算内訳】

(単位：円、%)

区 分	令和5年度 決算額 ①	令和4年度 決算額 ②	比較増減 ①-②	増減比 (①/②-1) × 100
10 教育費	2,136,350,787	2,431,909,033	△295,558,246	△12.15
1 教育総務費	297,366,190	282,708,707	14,657,483	5.18
1 教育委員会費	2,586,983	2,300,104	286,879	12.47
2 事務局費	137,600,538	128,339,679	9,260,859	7.22
3 教育指導研修費	141,994,131	135,099,409	6,894,722	5.10
4 教育振興費	15,184,538	16,969,515	△1,784,977	△10.52
2 小学校費	457,018,923	593,859,514	△136,840,591	△23.04
1 学校管理費	320,227,164	342,933,430	△22,706,266	△6.62
2 教育振興費	36,462,959	23,041,284	13,421,675	58.25
3 学校建設費	100,328,800	227,884,800	△127,556,000	△55.97
3 中学校費	234,832,425	227,137,312	7,695,113	3.39
1 学校管理費	195,769,529	206,492,182	△10,722,653	△5.19
2 教育振興費	39,062,896	20,645,130	18,417,766	89.21
3 学校建設費	0	0	0	0.00
4 特殊学校費	93,128,000	92,366,000	762,000	0.82
1 高等看護学院費	93,128,000	92,366,000	762,000	0.82
5 社会教育費	280,262,575	357,843,127	△77,580,552	△21.68
1 社会教育総務費	117,367,692	189,573,561	△72,205,869	△38.09
2 公民館費	50,738,673	46,747,221	3,991,452	8.54
3 図書館費	80,942,719	85,541,046	△4,598,327	△5.38
4 文化財保護費	31,213,491	35,981,299	△4,767,808	△13.25
6 保健体育費	773,742,674	877,994,373	△104,251,699	△11.87
1 保健体育総務費	37,836,928	35,514,626	2,322,302	6.54
2 保健体育施設費	111,103,309	233,324,468	△122,221,159	△52.38
3 学校給食費	624,802,437	609,155,279	15,647,158	2.57

2 令和5年度の事業概要

令和5年度における新規事務事業、施設改修事業等のうち主たるものは次のとおり。

(1) 10款2項3目 小学校トイレ改修事業

事業費：28,608,800円

事業内容：三輪小学校のトイレ31基の洋式化、床面の乾式化及び関連する建築、電気設備の改修工事

(2) 10款2項3目 小学校屋上改修事業

事業費：71,720,000円

事業内容：三輪小学校の校舎、食堂、地域学校連携施設、屋内体育館の屋根防水、横樋等建築改修工事

(3) 10款5項1目 はたちを祝う集い開催事業

事業費：573,075円

事業内容：はたちを祝う集い実行委員会による「令和6年五所川原市はたちを祝う集い」開催に係る企画・運営等支援業務

(4) 10款5項4目 埋蔵文化財調査保護事業、同 市内遺跡事業

事業費：ア 埋蔵文化財調査保護事業 1,967,931円

イ 市内遺跡事業 557,732円

事業内容：ア 埋蔵文化財調査保護事業

発掘調査・整理作業支援システム更新・保守、測量機器メンテナンス、市浦地区遺跡周辺草刈委託

イ 市内遺跡事業

五月菴遺跡確認調査、報告書刊行

(5) 10款6項2目 嘉瀬スキー場整備事業

事業費：16,778,300円

事業内容：嘉瀬スキー場照明のLED化改修工事

報告第5号

議案に対する意見について

五所川原市長から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したため、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

記

- 1 意見を求められた議案
令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）
（教育委員会所管分）

- 2 参考資料（意見を求められた議案資料）
別添「令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第3号） 教育委員会所管分抜粋」のとおり。

報告第6号

議案に対する意見について

五所川原市長から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

記

- 1 意見を求められた議案
五所川原市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 改正理由
令和7年4月より三好小学校を五所川原小学校に統合することとし、三好小学校を令和6年度で閉校するため。
- 3 改正概要
五所川原市立学校から三好小学校を削る。
- 4 改正案
別紙のとおり。
- 5 施行期日
令和7年4月1日

議案第 号

五所川原市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年 月 日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

五所川原市立学校設置条例の一部を改正する条例

五所川原市立学校設置条例（平成 17 年五所川原市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
五所川原市立学校を、次のとおり設置する。		五所川原市立学校を、次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
略		略	
同 三輪小学校	同 大字七ツ館字虫流 6 番地 5	同 三輪小学校	同 大字七ツ館字虫流 6 番地 5
同 東峰小学校	同 大字神山字山越 1 番地 26	同 三好小学校	同 大字鶴ヶ岡字唐橋 25 番地 <u>2</u>
略		同 東峰小学校	同 大字神山字山越 1 番地 26
		略	
※下線部分は改正部分			

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和 7 年 4 月より三好小学校を五所川原小学校へ統合し、三好小学校を令和 6 年度で閉校とするため提案するものである。

議案第26号

五所川原市学校給食に関する規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市学校給食に関する規則（令和6年五所川原市教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

物価高騰に伴う学校給食の賄材料費の増加に対応するべく、学校給食費の値上げを実施するため、学校給食費の額を改正する。

2 改正概要

1食当たりの単価を次のとおり改正する。

区分	改正前	改正後	増加額
小学校	284円	340円	56円
中学校	315円	380円	65円

3 改正案

別紙のとおり。

4 施行期日

令和6年10月1日

五所川原市学校給食に関する規則の一部を改正する規則

五所川原市学校給食に関する規則（令和6年五所川原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第6条 学校給食費の1食当たりの額（以下「単価」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校 <u>340円</u></p> <p>(2) 中学校 <u>380円</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第6条 学校給食費の1食当たりの額（以下「単価」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校 <u>284円</u></p> <p>(2) 中学校 <u>315円</u></p> <p>2～4 略</p>
※下線部分は改正部分	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に提供された学校給食に係る学校給食費の額については、なお従前の例による。